最低制限価格の算定方法について

（令和４年７月１日発注分以降に適用）

１　算定式

（１）最低制限価格算定式（解体工事を除く）

①直接工事費×97％＋②共通仮設費×90％＋③現場管理費×90％＋

④一般管理費×68％）×110/100

（２）最低制限価格算定式（解体工事）

①直接工事費×80％＋②共通仮設費×90％＋③現場管理費×90％＋

④一般管理費×68％）×110/100

＊予定価格の内訳に、⑤発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

２　設定範囲

予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲

ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 7.5 とし、設定金額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては、予定価格の 10 分の 9.2 とする。

３　費用の考え方

建築工事（建築設備工事を含む。）については、予定価格を構成する直接工事費に予定価格を構成する現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定にあたっては、予定価格を構成する直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を①直接工事費とし、③現場管理費は、予定価格を構成する現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、予定価格を構成する直接工事費と明確に区分できる場合を除き、予定価格を構成する直接工事費に 10 分の１（昇降機設備工事にあっては 10 分の２）を乗じた額とする。

４　最低制限価格の設定

予定価格の内訳から、原則として上記の算定式により算定したうえで、設定範囲内で案件ごとに設定するものとする。